

## 障がい者サッカーの事業に関する包括連携協定書

愛知県知的障がい者サッカー連盟（以下「甲」という。）と豊川サッカー協会（以下「乙」という。）は、障がい者サッカーの包括的な連携・協力に関する基本的事項について、次の通り協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が包括的な連携の下、相互に協力をし、障がい者スポーツを推進することにより、豊かなスポーツ文化を創造し、人々の健やかな暮らしと地域社会の発展に貢献することを目的とする。

### （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力をする。

- (1) 障がい者サッカーのイベントおよび大会の企画・運営に関すること。
- (2) 障がい者サッカーの普及・広報に関すること。
- (3) その他、両者が協議して必要と認めること。

### （協議）

第3条 甲及び乙は、前条の各号に掲げる事項を効果的に実施するために、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事業については、甲乙合意の上、決定をする。

### （有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかからも改廃の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2020年3月14日

甲 愛知県知的障がい者サッカー連盟

理事長

永井 元  


乙 豊川サッカー協会

理事長

森 尊一  
